

雇児保発第0406002 号
平成19 年4 月6 日

都道府県
各 指定都市 民生主管（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

社会福祉法人が設置・経営する認定こども園に係る会計処理の取扱いに
ついて（通知）

社会福祉法人が幼保連携型認定こども園を設置・経営する場合には、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」第15条の規定により、当該認定こども園を構成する幼稚園について、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に基づく助成を受ける場合においても、助成開始の翌年度4月1日から5年以内に学校法人化する義務（同法附則第2条第5項関係）が課されないこととされているところである。

これを踏まえ、社会福祉法人が設置・経営する認定こども園に係る会計処理の具体的な取扱いについては、「保育所等の会計に関する調査研究報告書―平成18年度―」（社会福祉法人日本保育協会）を参考にし、適切な対応をしていただくよう、管内市区町村及び関係者に周知し、事業が円滑に実施できるようご配慮をお願いする。

参考

社会福祉法人が設置・経営する認定子ども園に係る会計処理について

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることにかんがみ、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律」（平成18年法律第77号）が平成18年10月1日から施行されることとなった。

そこで、社会福祉法人が設置・経営する「認定子ども園」の会計処理について、社会福祉法人会計基準（平成12年2月17日社援第310号）と学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号）を比較検討し、次のとおり本問答集をとりまとめた。

平成19年3月

社会福祉法人日本保育協会
保育所等の会計に関する調査研究委員会

Q1 社会福祉法人が幼保連携型認定こども園を設置経営する場合の会計処理の方法はどのように行うのですか。

A 社会福祉法人が設置経営する幼保連携型認定こども園の幼稚園は公益事業と位置付けられていますので、社会福祉事業会計単位とは別に公益事業会計単位として会計処理を行うことになり、以下の計算書類を作成することになります。

第1号様式	資金収支計算書
第2-1号様式	資金収支予算内訳書
第2-2号様式	資金収支決算内訳書
第3号様式	事業活動収支計算書
第4号様式	事業活動収支内訳書
第5号様式	貸借対照表
第6号様式	財産目録

ただし、財産目録については、各会計単位ごとに作成することに代えて法人全体のものを作成することができます。(社会福祉法人会計基準注解(注2)参照)

Q2 幼稚園運営に係る経費の教育研究経費と管理経費は、どのように考えたらよいのですか。

A 社会福祉法人が経営する保育所において、教育研究経費と管理経費という考え方はなく、
人件費支出
事務費支出…本部及び施設の運営事務に要する人件費以外の費用を言う。
事業費支出…利用者の処遇に直接要する費用を言う。
の3つに区分されます。よって幼稚園とはいえ、社会福祉法人が設置経営するのであれば上記の3つの区分により処理することとなります。

Q3 社会福祉法人が経営する幼保連携型認定こども園で、保育所児と幼稚園児が共用する遊具を取得することにしました。基本金はどのように扱ったらよいのですか。

A 社会福祉法人会計基準では、固定資産取得による基本金への組み入れは必要ありません。

以下のように処理することになります。

総勘定(借方)〇〇(貸方)現金預金
(貸借対照表&事業活動収支)

資金収支(借方)〇〇取得支出(貸方)当期資金収支差額

※〇〇の内容を示す名称を付した科目で記載します。

Q4 学校法人会計では、パソコンのソフトは原則的に「消耗品費」で処理されていますが、社会福祉法人会計ではどのように処理するのですか。

A 社会福祉法人会計基準注解（注8）により、ソフトウェア購入費用等も無形固定資産に含まれます。

Q5 学校法人会計では、減価償却資産の残存価額は法人が自主的に決定すべきものとされていますが、社会福祉法人会計ではどのように取り扱うのですか。

A 「社会福祉法人会計基準の制定について」（通知）（平成12年2月17日社援施第6号）の2（1）②において『残存価額は、原則として、取得価額の1割（10%）とする。』と規定されています。

Q6 社会福祉法人会計で作成する計算書類の幼稚園部門の収支は、どのような区分で処理するのですか。

A 勘定科目については学校法人会計基準の科目を社会福祉法人会計基準の科目に読み替えて処理を行うこととなります。

両基準の科目の対比は、概ね次の通りです。

資金収支計算書

収入の部

	社会福祉法人会計基準		学校法人会計基準	
	大区分	中区分	大科目	小科目
經常活動による収入	利用料収入	利用料収入 利用者負担金収入		
	運営費収入	運営費収入		
	私的契約利用料	収私的契約利用料収入		
	〇〇事業収入 学生生徒納付金収入	授業料収入 入学料収入 実験実習料収入 施設設備資金収入 〇〇収入	生生徒納付金収入	授業料収入 入学料収入 実験実習料収入 施設設備資金収入 〇〇収入
	手数料収入	入学検定料収入 試験料収入 証明手数料収入 〇〇収入	手数料収入	入学検定料収入 試験料収入 証明手数料収入 〇〇収入
	事業収入	補助活動収入 附属事業収入 受託事業収入 その他の事業収入	事業収入	補助活動収入 附属事業収入 受託事業収入 その他の事業収入
	經常経費補助金収入	經常経費補助金収入	補助金収入	国庫補助金収入 地方公共団体補助金収入
	寄附金収入	寄附金収入	寄附金収入	一般寄附金収入 特別寄附金収入 現物寄付金収入
	雑収入	雑収入	資産運用収入	施設設備利用料収入 雑収入廃品売却収入 退職金社団等交付金収入 その他の雑収入
	借入金利息補助金収入	借入金利息補助金収入		
	受取利息配当金収入	受取利息配当金収入	資産運用収入	奨学基金運用収入 受取利息・配当金収入
	会計単位間繰入金収入	公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入	事業収入	収益事業収入
経理区分間繰入金収入	経理区分間繰入金収入			
施設整備による収入	施設整備等補助金収入	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入	補助金収入	国庫補助金収入 地方公共団体補助金収入
	施設整備等寄附金収入	施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還 寄附金収入	寄附金収入	特別寄附金収入 現物寄付金収入
	固定資産売却収入	器具及び備品売却収入 車両運搬具売却収入 〇〇売却収入	資産売却収入	不動産売却収入 有価証券売却収入 〇〇売却収入

財務活動による収入	借入金収入	設備資金借入金収入 長期運営資金借入金収入	借入金等収入	長期借入金収入
	投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入	資産売却収入	有価証券（固定資産）売却収入
	借入金元金償還補助金収入	借入金元金償還補助金収入		
	積立預金取崩収入	保育所繰越積立預金取崩収 保育所施設・設備整備積立 預金取崩収入 〇〇積立預金取崩収入		
その他の収入	長期貸付金回収収入 〇〇収入 (退職共済預け金戻入収入)	その他の収入 雑収入	貸付金回収収入 〇〇引当特定預金からの繰入収入 退職金社団等交付金収入	

支出の部

経常活動による支出	社会福祉法人会計基準		学校法人会計基準		
	大区分	中区分	大科目	小科目	
経常活動による支出	人件費	役員報酬	人件費支出	役員報酬支出	
		職員俸給		教員人件費支出	
		職員諸手当		職員人件費支出	
		非常勤職員給与			
		退職金		退職金支出	
		退職共済掛金		教員人件費支出	
		法定福利費		職員人件費支出	
		福利厚生費		管理経費	福利費支出
		旅費交通費		教育研究経費、管理経費	旅費交通費支出
		研修費		教育研究経費、管理経費	諸会費支出
	事務費支出	消耗品費	管理経費	消耗品費支出	
		器具什器費	管理経費	その他の機器備品支出	
		印刷製本費	教育研究経費、管理経費	印刷製本費支出	
		水道光熱費	管理経費	光熱水費支出	
		燃料費	管理経費	車両維持燃料費支出	
		修繕費	教育研究経費、管理経費	修繕費支出	
				車両維持燃料費支出	
		通信運搬費	管理経費	通信運搬費支出	
		会議費	教育研究経費、管理経費	会議費支出	
		広報費	教育研究経費、管理経費	広報費支出	
業務委託費	管理経費	業務委託費支出			
手数料	管理経費	車両維持燃料費支出			
損害保険料	教育研究経費、管理経費	損害保険料支出			
		車両維持燃料費支出			

		賃借料	管理経費	賃借料支出
		土地・建物賃借料		賃借料支出
		租税公課	教育研究経費、管理経費	公租公課支出
		雑費	管理経費	車両維持燃料費支出 雑支出
事業費支出		給食費	教育研究経費	諸会費支出 消耗品費支出
		保健衛生費	教育研究経費	消耗品費支出
		保育材料費	教育研究経費	教材費 消耗品費支出 行事費支出 図書支出
		水道光熱費	教育研究経費	光熱水費
		燃料費	教育研究経費	光熱水費 車両燃料費支出
		消耗品費	教育研究経費	消耗品費支出
		器具什器費	教育研究経費	消耗品費支出 その他の機器備品支出
		賃借料	教育研究経費	賃借料支出
		雑費	教育研究経費	雑支出
借入金利息		支出借入金利息支出	借入金等利息支出	借入金利息支出
経理区分間繰入金支出		経理区分間繰入金支出		
施設整備等による支出	固定資産取得支出	建物取得支出 車両運搬具取得支出 〇〇取得支出	施設関係支出	土地支出 建物支出 構築物支出 建物仮勘定支出 借地権・借家権等支出 〇〇支出 教育研究用機器備品支出 その他の機器備品支出 図書支出 車両支出 電話加入権支出
	出元入金支出	公益事業会計元入金支出 収益事業会計元入金支出	資産運用支出	収益事業元入金支
財務活動による	借入金元金償還金支出	設備資金借入金償還金支出 長期運営資金借入金償還金支出	借入金等返済支出	借入金返済支出
	投資有価証券取得支出 積立預金積立支出	投資有価証券取得支出 保育所繰越積立預金積立支出 保育所施設・設備整備積立預金積立支出 〇〇積立預金積立支出 (奨学基金積立支出)	資産運用支出	有価証券(固定資産)購入支出 第3号基本金引当資産支出

その他の支出	長期貸付金支出 〇〇支出 (退職共済預け金預入収入)	その他の支出 資産運用支出	長期貸付金支払支出 〇〇引当特定預金への繰入金支出
流動資産評価減等による資産減少等	徴収不能額 有価証券売却益 有価証券売却損 有価証券評価損		

Q7 学校法人会計では、奨学基金などを3号基本金とされていますが、社会福祉法人会計ではどのように取り扱うのですか。

A 社会福祉法人会計基準と学校法人会計基準では、基本金の考え方が異なります。社会福祉法人会計基準では基金という考え方はなく積立金となりますので、貸借対照表の資産の部、固定資産（その他の固定資産）の〇〇積立預金、純資産の部、その他の積立金の〇〇積立金の科目を使用して処理することになります。

※〇〇に内容を示す名称を付した科目で記載します。

Q8 社会福祉法人が経営する幼保連携型認定子ども園で、保育所児と幼稚園児が共用するテレビを取得することになりました。資金は使用見込み割合で半分ずつ拠出しようと思います。この場合どのようなことに注意したらよいのですか。

A この場合、資金の支出割合に応じて費用をそれぞれの会計単位に計上する必要があります。特に固定資産については、取得価額が10万円以上であれば两会計単位に記載する際の価額が10万円未満であっても固定資産として取り扱います。

例：テレビを18万円で購入し、口座振込により支払いをした

総勘定（借方）器具及び備品 90,000（貸方）現金預金90,000

（貸借対照表&事業活動収支）

資金収支（借方）器具及び備品取得支出 90,000（貸方）当期資金収支差額90,000

Q9 保育所型認定子ども園の場合、会計の単位または区分はどのように行うのですか。

A 保育所型認定子ども園の場合、幼稚園機能部分を含めて私立認定保育所として扱われますが、運営費等の適正な執行をはかる観点から保育所本体と幼稚園機能部分とは別の経理区分を設けて処理することになります。

Q10 保育所型認定子ども園の場合、預貯金は保育所本体と幼稚園機能部分とを別口座にするのですか。

A Q9で示したとおり保育所型認定子ども園の場合、保育所本体と幼稚園機能部分とを別の経理区分で処理することになりますので、預貯金も別口座を設けることになります。

Q11 認定子ども園の保育所（私立認定保育所）では、保育料（保護者負担金）を直接収納することになりますが、受入科目はどのようになるのですか。

A 【大区分】利用料収入【中区分】利用料収入を使用することになります。

ここで注意すべきことは、小区分を設けるなどして他の収入（延長保育料、一時保育料など）と明確に区分する必要があります。

Q12 社会福祉法人と学校法人が連携して設置する幼保連携型認定こども園の場合にはどのような書類を作成するのですか。

A 幼保連携型認定こども園とはいえ、法人が異なる以上それぞれの基準に基づく計書類を作成することになります。つまり保育所事業部分は社会福祉法人会計基準による計算書類を、幼稚園事業部分は学校法人会計基準に基づく計算書類を作成します。

幼保連携型認定こども園とはいえ、法人が異なる以上、弾力化の取扱いはできないことに注意が必要です。

Q13 長時間利用児を担当する職員の人件費及び短時間利用児を担当する職員の人件費はどのように取り扱うのですか。

A 認定こども園の職員配置については、指針において、満1歳に満たない子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上の子どものうち、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない子どものうち長時間利用児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね30人につき1人以上の職員配置が必要と示されています。

幼保連携型認定こども園では、それぞれの会計単位において保育士・教諭職員分の必要経費の会計処理を行うこととなります。

保育所型認定こども園では、Q9で示したとおり、保育所本体と幼稚園機能部分とを別の経理区分で処理することとなりますので、それぞれの経理区分で必要な経費を負担することとなります。長時間利用児を担当する職員（保育所本体）と短時間利用児を担当する職員（幼稚園機能部分）の人件費は、園児数等の合理的な方法により案分することとなります。処理の方法としては、保育所本体の経理区分で人件費を払い、毎月末に必要な経費を幼稚園機能の経理区分より保育所本体の経理区分へ繰入処理を行う方法が適当だと思われます。

また、直接処遇職員以外の調理員等の職員の経費についても個別の施設の状況に応じ、合理的な案分方法により同様の処理をする事となります。

Q14 保育所型認定こども園の場合、保育に欠ける子及び、保育に欠けない子の給食は、どのように取り扱うのですか。

A 保育所型認定こども園では、保育に欠ける欠けないを問わず、給食を供することが望ましいとされています。給食については、保育に欠ける子は3歳以上児の主食分について、又保育に欠けない子については主食、副食全てについてが利用者負担となります。3歳以上児に完全給食を供する場合は、それぞれの人数により費用案分し、それぞれの経理区分より拠出することとなります。

Q15 保育所機能と幼稚園機能との共通経費は、どのように取り扱うのですか。

A Q8で示したように保育所機能と幼稚園機能とで共通する経費は、それぞれの支出の項目ごとに使用割合や人数などの合理的な方法により費用を案分する必要があります。